

給与支払報告書 にかかるとる給与所得者異動届出書
 特別徴収

※ 右は町 記入欄	新指定番号	新宛名番号

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。

岩手県 紫波町長 であて 令和 年 月 日提出		特別徴収義務者 給与支払者	氏名 (名称) 紫波商事株式会社	担当者の所属・氏名・電話番号 所属 人事課 給与係		指定番号 90000000	宛名番号				
所在地 〒028-0000 紫波町日詰字西裏〇〇番地〇〇				氏名 紫波 太郎	法人番号						
				電話 019-672-0000	00000000000000						
給与所得者 (異動者)	フリガナ	シワ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時 までの給与支払額	
	氏名	紫波 一郎		60,000	6月から 10月 まで	11月 から 5月まで	R5 年	① 特別徴収の継続 ② 一括徴収 ⇒ ③へ (事業所が残税額を退職者から 全額徴収して納付する場合。) ③ 普通徴収 (本人が残税額を町から送付 される納税通知書で納付する 場合。) 理由	円 4,500,000	円	
	生年月日	S00.00.00									
	住所	1月1日 現在	紫波町紫波中央駅前〇丁目〇〇番地〇〇								
	異動後										
本籍地											
				25,000	35,000	10月 1日		控除 社会保険料額	円 530,000		

③ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括納入する場合は次の欄にも記入して下さい。
 令和6年1月1日以降退職する者に未徴収税額がある場合は一括徴収することが義務づけられています。

一括徴収の理由	異動者印	給与または退職手当等 の支払予定年月日	一括予定額	
1. 異動が令和5年12月31日までで、申し出があったため。(月 日申出)			支払予定日ごとの徴収予定額	合計 上記(ウ)と同額
2. 異動が令和6年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため。			円	円
一括徴収できない理由(○を付してください)			円	円
1. 月末まで支払われる給与もしくは退職手当等がないため または未徴収税額より少ないため。				
2. その他(理由:徴収できる最終給与がないため)			一括徴収した税額は、 月分(月 日納入)で納入します。	

相続人	氏名	続柄()
	住所	
	電話	

退職した年の除税控除料控除の一月一日から退職時までの給与支払額及び

◎特別徴収の継続を希望する場合は次の欄にも記入して下さい。

月割額 5,000 円を 11 月分から納入する。	新しい勤務先	フリガナ イワテシワショウジカブシキガイシャ	担当者 の所属・氏名 電話番号	所属 人事課 給与係	給与支払方法 及びその期日
	氏名 (名称)	岩手紫波商事株式会社	氏名 日詰 太郎	氏名 日詰 太郎	払込み金融 機関名
	所在地 (住所)	紫波町日詰駅前〇丁目〇〇番地〇〇	電話 019-676-0000	電話 019-676-0000	

記入のしかた

- この届出書は給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書と特別徴収にかかる給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。
 ・給与支払報告書にかかる異動届出書は4月1日現在において退職、転勤等、異動があったものを4月10日までに提出してください。
- ①「特別徴収」とは事業主が、給与から天引きして納入する方法
 ②「一括徴収」とは特別徴収している者について退職等の際に翌年5月分までの未徴収税額を事業主がまとめて一度に徴収し納入する方法。
 ③「普通徴収」とは①と②に該当しない方法で個人が直接納付書で納付する方法をいいます。